

## 豊橋市奨学金返還支援補助金交付要綱

(趣旨)

**第1条** この要綱は、豊橋市補助金等交付規則（平成7年豊橋市規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、豊橋市奨学金返還支援補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

**第2条** この補助金は、市内に事業所を置く中小企業者等に就職した者が大学等に在学中に貸与を受けた奨学金について、市及び事業者が一体となって当該奨学金の返還を支援することにより、地域産業を支える中小企業者等の人材の確保を図り、もって本市における定住促進及び中小企業者等の経営基盤の強化に資することを目的とする。

(定義)

**第3条** この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 大学等 学校教育法（昭和22年法律第26号）第83条に規定する大学（同法第97条に規定する大学院を含む。）、同法第108条に規定する短期大学、同法第115条に規定する高等専門学校、同法第124条に規定する専修学校（修業年限2年以上の専門課程及び高等課程に限る。）、同法第50条に規定する高等学校、同法第63条に規定する中等教育学校の後期課程及び同法第72条に規定する特別支援学校の高等部をいう。
- (2) 中小企業者等 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する者又は中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項に規定する団体をいう。
- (3) 対象事業者 市内に事業所を有する中小企業者等で、次条に規定する登録を受けた中小企業者等をいう。ただし、次に掲げるものを除く。
  - ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業及び同条第13項に規定する接客業務受託営業に該当する事業を営むもの
  - イ 統計法（平成19年法律第53号）第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類に掲げる、小分類766－バー、キャバレー、ナイトクラブに該当する事業を営むもの
  - ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）が役員となっているもの
  - エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有するもの
- (4) 奨学金 次のいずれかに該当するものをいう。
  - ア 独立行政法人日本学生支援機構が貸与する奨学金
  - イ 地方公共団体が貸与する奨学金
  - ウ その他市長が認めるもの
- (5) 正規雇用労働者 次のすべてに該当する労働者をいう。
  - ア 期間の定めのない労働契約を締結している労働者。
  - イ 対象事業者に直接雇用されている労働者。
  - ウ 1週間の所定労働時間が同一の事業主に雇用される通常の労働者の1週間の所定労働

時間と同一のものとして雇用される労働者。

エ 雇用保険の被保険者として雇用されている労働者。

(6) 県制度補助金 愛知県中小企業人材確保奨学金返還支援事業補助金交付要綱（令和6年3月27日愛知県知事決裁）に基づき交付される奨学金返還支援事業補助金をいう。

（対象事業者の登録等）

**第4条** 市内の中小企業者等であって、その雇用する従業員に補助金を受けさせようとする場合は、あらかじめ対象事業者として市の登録をしなければならない。

2 前項の登録を受けようとする中小企業者等は、豊橋市奨学金返還支援補助金対象事業者登録申請書（様式第1）を当該登録内容が確認できる書類を添付して市長に提出しなければならない。この場合において、第9条の規定による企業協力金を納付しようとする中小企業者等は、当該申請書等を提出するとともに、企業協力金納付同意書（様式第1の2）を併せて提出しなければならない。

3 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、及び必要に応じて調査等を行い、対象事業者として適正であると認めたときは、豊橋市奨学金返還支援補助金対象事業者登録通知書（様式第2）により、前項の規定による申請をした中小企業者等へ通知するものとする。

（補助対象者）

**第5条** この補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる要件（以下「補助対象要件」という。）のいずれにも該当し、かつ、次条に規定する登録（以下「補助対象者登録」という。）を受けた者とする。

(1) 大学等を卒業し、対象事業者へ就職した正規雇用労働者であること。

(2) 大学等在学中に奨学金の貸与を受けていたこと。

(3) 市内に住所を有する者であること。

(4) 市内に所在する事業所に勤務していること（市内に本店を有する対象事業者に就職した者及び補助対象者登録後に転勤となった者は、勤務地が市外に所在する事業所である場合を含む。）。

(5) 本市に納付すべき市税（市民税、固定資産税、軽自動車税、市たばこ税及び鉾産税）を滞納していないこと。

（補助対象者登録及び報告）

**第6条** この補助金の交付を受けようとする者は、豊橋市奨学金返還支援補助金補助対象者登録申請書（様式第3）に次に掲げる書類を添付して、別表第1の左欄に掲げる事業区分に応じて、同表の右欄に定める申請時期までに就職先の対象事業者を経由して市長に提出し、補助対象者の登録を受けなければならない。

(1) 申請日において本市に住所を有することが確認できる書類

(2) 労働条件等を明示した雇用契約書等の写し

(3) 大学等の卒業証明書等の写し

(4) 奨学金の返還額、返還開始月及び返還期間が確認できる書類の写し

(5) 雇用保険に加入していることを証明する書類の写し

(6) その他市長が必要と認める書類

2 対象事業者は、前項の申請書の提出を受けたときは、豊橋市奨学金返還支援補助金対象者報告書（様式第4）により、速やかに市長に当該申請について報告をしなければならない。

3 市長は、前2項による申請及び報告があったときは、その内容を審査し、補助対象者とし

て適正であると認めたときは、豊橋市奨学金返還支援補助金対象者登録通知書（様式第5号）により第1項の規定による申請を行った者に通知するものとする。

（補助対象期間）

**第7条** この補助金の対象とする期間（以下「補助対象期間」という。）は、別表第2の左欄に掲げる事業区分に応じて、同表の右欄に定める期間とする。

2 補助対象期間中に補助対象者の要件を喪失した者が、再び補助対象者登録を行う場合には、最初の補助対象者登録の際に適用された補助対象期間をそのまま引き継ぐものとする。

（補助金の額及び交付方法等）

**第8条** 補助対象期間内における補助金の額は、毎年12月末日時点（以下「補助基準日」という。）での補助対象要件を確認した上で、別表第3の左欄に掲げる事業区分に応じて、同表の右欄に定める補助金の額とする。この場合において、補助金の額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

2 前項に規定する補助基準日の属する月において、奨学金の返還に係る口座振替の日が金融機関の休業日に当たり、補助基準日の翌日に口座振替がされたときは、補助基準日の属する月に返還されたものとみなす。

3 前2項の規定による補助金は、市が負担することとし、対象事業者は当該補助金の2分の1の範囲内で企業協力金を納付することができる。

4 前項の場合において、対象事業者の企業協力金の上限額が第1項に規定する補助金の額の2分の1に満たないときは、市長は同項の規定にかかわらず、当該企業協力金の額に2を乗じて得た額に減じることができるものとする。この場合において、補助金の額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

（企業協力金の納付）

**第9条** 市長は、毎年7月末時点において補助対象者登録をしている対象事業者について、前条第2項に規定する対象事業者が企業協力金を納付する場合における金額（以下「企業協力金対象額」という。）を算出し、豊橋市奨学金返還支援補助金対象者通知書兼企業協力金対象額通知書（様式第6）により、対象事業者へ当該年度の企業協力金対象額を通知するものとする。

2 対象事業者は、企業協力金を納付しようとする場合であって、前項の通知を受けたときは、納入通知書により、納期限までに企業協力金対象額を納入することができる。

（交付の申請等）

**第10条** 規則第4条第1項の規定による補助金の交付の申請は、豊橋市奨学金返還支援補助金交付申請書（様式第7）に次の各号に掲げる書類を添付して毎年1月4日から同月20日までの間に行わなければならない。

- （1）奨学金の返還が確認できる書類
- （2）申請日において本市に住所を有することが確認できる書類
- （3）在職証明書（様式第8）
- （4）その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定による申請ができる者は、当該年度の7月末日現在で補助対象者登録されている者とする。

（交付の決定及び額の確定）

**第11条** 規則第5条の規定による交付決定通知及び規則第11条の規定による交付額確定通知は、

豊橋市奨学金返還支援補助金交付決定・確定通知書（様式第9）によるものとする。

（企業協力金対象額の還付）

**第12条** 市長は、前条の規定による補助金の交付の決定及び額の確定において、その2分の1の額が既に納付済みの企業協力金対象額を下回るときは、その差額を豊橋市奨学金返還支援補助金企業協力金対象額還付通知書（様式第10）により通知し、還付しなければならない。

2 対象事業者は、前項の規定による通知を受けたときには、豊橋市奨学金返還支援補助金企業協力金対象額還付請求書（様式第11）により、市長に請求するものとする。

（対象事業者登録の変更及び廃止）

**第13条** 対象事業者は、登録内容に変更があるときは、豊橋市奨学金返還支援補助金対象事業者登録変更・廃止届出書（様式第12）により、速やかに市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の届出により対象事業者に該当しないと認めるときは、登録を廃止し、豊橋市奨学金返還支援補助金対象事業者登録廃止通知書（様式第13）により当該対象事業者に対し通知するものとする。

（補助対象者登録の変更及び喪失）

**第14条** 補助対象者は、登録内容に変更があったときは、豊橋市奨学金返還支援補助金対象者登録変更・喪失届（様式第14）により、速やかに市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の規定による届出又は職権により補助対象要件に該当しないと認められるときは当該登録を取り消し、豊橋市奨学金返還支援補助対象者登録喪失通知書（様式第15）により当該補助対象者へ通知するものとする。

（補助金の返還）

**第15条** 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の全部若しくは一部を交付せず、又は交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- （1） この要綱に違反したとき。
- （2） 提出書類又は補助金交付の申請に関して、虚偽の記載があったとき。
- （3） その他市長が適当でないと認めたとき。

（委任）

**第16条** この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則（平成30年3月30日決裁）

この要綱は、平成30年4月1日から施行し、同日以後に対象事業者へ就職した者（平成30年3月中に対象事業者が開催した入社式、研修等により平成30年4月1日以前に当該対象事業者に就職したとみなされる者を含む。）について適用する。

附 則（令和2年11月4日決裁）

この要綱は、令和2年11月4日から施行する。

附 則（令和2年12月25日決裁）

この要綱は、令和3年1月1日から施行する。

附 則（令和3年6月1日決裁）

この要綱は、令和3年6月1日から施行する。

附 則  
(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 改正後の豊橋市奨学金返還支援補助金交付要綱第3条第1項第1号及び第4号の規定は、令和5年4月1日以降に対象事業者へ就職した者（令和5年3月中に対象事業者が開催した入社式、研修等により令和5年4月1日以前に当該対象事業者に就職したとみなされる者を含む。）について適用し、令和5年3月31日までに対象事業者へ就職した者については、なお従前の例による。

附 則  
(施行期日等)

- 1 この要綱は、令和7年2月1日から施行し、令和6年8月1日から適用する。令和6年7月31日までに改正前の豊橋市奨学金返還支援補助金交付要綱第6条の規定による登録をした者については、なお従前の例による。
- 2 前項の規定にかかわらず、令和3年7月1日から令和6年7月31日までの間（以下「経過措置期間」という。）に登録を行った者で、就職先の対象事業者が豊橋市奨学金返還支援補助金補助対象期間延長申請書（様式第16）の申請を令和7年7月31日までに市長に提出し、豊橋市奨学金返還支援補助金補助対象期間延長通知書（様式第17）の通知を受けた場合は、就職年度より起算して4年度目から6年度目までの3年間に係る部分について、改正後の第3条第6号、第5条、第7条、第8条及び第10条の規定を適用することができる。

(経過措置期間における特例)

- 3 第2項の規定が適用される場合において、改正後の別表第2の規定の適用については、同表中

「

| 事業区分    | 補助対象期間                                               |                                       |                                                   |
|---------|------------------------------------------------------|---------------------------------------|---------------------------------------------------|
| 県制度利用者  | 県制度補助金の支援を受けた最後の月の翌月より起算して3年間                        |                                       |                                                   |
| 県制度対象外者 | 就職年度から当該年度より起算して3年度目までの3年間                           | 就職年度の7月末日までに第6条の規定による登録を受けた者          | 奨学金の返還開始日が属する月又は就職した日の属する月のいずれか遅い月より起算して3年間       |
|         |                                                      | 就職年度の8月から、翌年度の7月末日までに第6条の規定による登録を受けた者 | 奨学金の返還開始日が属する月又は補助金の交付を申請する年度の4月のいずれか遅い月より起算して3年間 |
|         | 就職年度から当該年度より起算して3年度目までの3年間に係る補助対象期間の最後の月の翌月より起算して3年間 |                                       |                                                   |

」

とあるのは

「

| 事業区分    | 補助対象期間                                               |
|---------|------------------------------------------------------|
| 県制度対象外者 | 就職年度から当該年度より起算して3年度目までの3年間に係る補助対象期間の最後の月の翌月より起算して3年間 |

」

とする。

- 4 第2項の規定が適用される場合において、改正後の別表第3の規定の適用については、同表中

「

| 事業区分   | 補助金の額                                       |                                                                    |
|--------|---------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------|
| 県制度利用者 | 県制度補助金の支援を受けた最後の月の翌月から交付申請1年度目の補助対象期間の12月まで | 当該期間中に補助対象者が返還した奨学金の額又は180,000円に当該期間の月数を12で除して得た数を乗じて得た金額のいずれか低い金額 |
|        | 交付申請2年度目の補助対象期間の1月から12月まで                   | 当該期間中に補助対象者が返還した奨学金の額又は180,000円のいずれか低い金額                           |
|        | 交付申請3年度目の補助対象期間の1月から12月まで                   | 当該期間中に補助対象者が返還した奨学金の額又は180,000円のいずれか低い金額                           |

|                     |                                                            |                                                                  |                                                                    |
|---------------------|------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------|
|                     |                                                            | 交付申請4年度目の補助対象期間の1月から補助対象期間が終了する月まで                               | 当該期間中に補助対象者が返還した奨学金の額又は180,000円に当該期間の月数を12で除して得た数を乗じて得た金額のいずれか低い金額 |
| 県制<br>度対<br>象外<br>者 | 就職年<br>度から<br>当該年<br>度より<br>起算し<br>て3年<br>度目ま<br>での3<br>年間 | 補助対象期間が開始する月から同月が属する年度の12月まで                                     | 当該期間中に補助対象者が返還した奨学金の額又は400,000円に当該期間の月数を12で除して得た数を乗じて得た金額のいずれか低い金額 |
|                     |                                                            | 補助対象期間が開始する年度の1月から翌年度の12月まで                                      | 当該期間中に補助対象者が返還した奨学金の額又は400,000円のいずれか低い金額                           |
|                     |                                                            | 補助対象期間のうち2年度目の1月から3年度目の12月まで                                     | 当該期間中に補助対象者が返還した奨学金の額又は400,000円のいずれか低い金額                           |
|                     |                                                            | 補助対象期間のうち3年度目の1月から補助対象期間が終了する月まで                                 | 当該期間中に補助対象者が返還した奨学金の額又は400,000円に当該期間の月数を12で除して得た数を乗じて得た金額のいずれか低い金額 |
|                     | 就職年<br>度より<br>起算し<br>て4年<br>度目か<br>ら6年<br>度目ま<br>での3<br>年間 | 就職年度から当該年度より起算して3年度目までの3年間に係る補助対象期間の最後の月の翌月から補助対象期間のうち4年度目の12月まで | 当該期間中に補助対象者が返還した奨学金の額又は180,000円に当該期間の月数を12で除して得た数を乗じて得た金額のいずれか低い金額 |
|                     |                                                            | 補助対象期間のうち4年度目の1月から5年度目の12月まで                                     | 当該期間中に補助対象者が返還した奨学金の額又は180,000円のいずれか低い金額                           |
|                     |                                                            | 補助対象期間のうち5年度目の1月から6年度目の12月まで                                     | 当該期間中に補助対象者が返還した奨学金の額又は180,000円のいずれか低い金額                           |
|                     |                                                            | 補助対象期間のうち6年度目の1月から補助対象期間が終了する月まで                                 | 当該期間中に補助対象者が返還した奨学金の額又は180,000円に当該期間の月数を12で除して得た数を乗じて得た金額のいずれか低い金額 |

とあるのは

「

| 事業区分    | 補助金の額                      |                                                                  |                                                                    |
|---------|----------------------------|------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------|
| 県制度対象外者 | 就職年度より起算して4年度目から6年度目までの3年間 | 就職年度から当該年度より起算して3年度目までの3年間に係る補助対象期間の最後の月の翌月から補助対象期間のうち4年度目の12月まで | 当該期間中に補助対象者が返還した奨学金の額又は180,000円に当該期間の月数を12で除して得た数を乗じて得た金額のいずれか低い金額 |
|         |                            | 補助対象期間のうち4年度目の1月から5年度目の12月まで                                     | 当該期間中に補助対象者が返還した奨学金の額又は180,000円のいずれか低い金額                           |
|         |                            | 補助対象期間のうち5年度目の1月から6年度目の12月まで                                     | 当該期間中に補助対象者が返還した奨学金の額又は180,000円のいずれか低い金額                           |
|         |                            | 補助対象期間のうち6年度目の1月から補助対象期間が終了する月まで                                 | 当該期間中に補助対象者が返還した奨学金の額又は180,000円に当該期間の月数を12で除して得た数を乗じて得た金額のいずれか低い金額 |

」

とする。

(その他)

5 前各項に定めるもののほか必要な事項は別に定める。

別表第1（第6条関係）

| 事業区分                                                             | 申請時期                                                     |
|------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------|
| 対象事業者に就職し、県制度において対象事業者が補助対象期間3年間を選択し、3年間の支援を受けた者（以下「県制度利用者」という。） | 補助対象者が対象事業者の事業所に就職した日の属する年度（以下「就職年度」という。）から起算して4年度目の7月末日 |
| 県制度補助金の対象とならない対象事業者の事業所に就職した者（以下「県制度対象外者」という。）                   | 就職年度の翌年度の7月末日                                            |

別表第2（第7条関係）

| 事業区分    | 補助対象期間                                               |                                       |                                                   |
|---------|------------------------------------------------------|---------------------------------------|---------------------------------------------------|
| 県制度利用者  | 県制度補助金の支援を受けた最後の月の翌月より起算して3年間                        |                                       |                                                   |
| 県制度対象外者 | 就職年度から当該年度より起算して3年度目までの3年間                           | 就職年度の7月末日までに第6条の規定による登録を受けた者          | 奨学金の返還開始日が属する月又は就職した日の属する月のいずれか遅い月より起算して3年間       |
|         |                                                      | 就職年度の8月から、翌年度の7月末日までに第6条の規定による登録を受けた者 | 奨学金の返還開始日が属する月又は補助金の交付を申請する年度の4月のいずれか遅い月より起算して3年間 |
|         | 就職年度から当該年度より起算して3年度目までの3年間に係る補助対象期間の最後の月の翌月より起算して3年間 |                                       |                                                   |

別表第3（第8条関係）

| 事業区分   | 補助金の額                                       |                                                                    |
|--------|---------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------|
| 県制度利用者 | 県制度補助金の支援を受けた最後の月の翌月から交付申請1年度目の補助対象期間の12月まで | 当該期間中に補助対象者が返還した奨学金の額又は180,000円に当該期間の月数を12で除して得た数を乗じて得た金額のいずれか低い金額 |
|        | 交付申請2年度目の補助対象期間の1月から12月まで                   | 当該期間中に補助対象者が返還した奨学金の額又は180,000円のいずれか低い金額                           |
|        | 交付申請3年度目の補助対象期間の1月から12月まで                   | 当該期間中に補助対象者が返還した奨学金の額又は180,000円のいずれか低い金額                           |
|        | 交付申請4年度目の補助対象期間の1月から補助対象期間が終了する月まで。         | 当該期間中に補助対象者が返還した奨学金の額又は180,000円に当該期間の月数を12で除して得た数を乗じて得た金額のいずれか低い金額 |

|         |                            |                                                                  |                                                                    |
|---------|----------------------------|------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------|
| 県制度対象外者 | 就職年度から当該年度より起算して3年度目までの3年間 | 補助対象期間が開始する月から同月が属する年度の12月まで                                     | 当該期間中に補助対象者が返還した奨学金の額又は400,000円に当該期間の月数を12で除して得た数を乗じて得た金額のいずれか低い金額 |
|         |                            | 補助対象期間が開始する年度の1月から翌年度の12月まで                                      | 当該期間中に補助対象者が返還した奨学金の額又は400,000円のいずれか低い金額                           |
|         |                            | 補助対象期間のうち2年度目の1月から3年度目の12月まで                                     | 当該期間中に補助対象者が返還した奨学金の額又は400,000円のいずれか低い金額                           |
|         |                            | 補助対象期間のうち3年度目の1月から補助対象期間が終了する月まで                                 | 当該期間中に補助対象者が返還した奨学金の額又は400,000円に当該期間の月数を12で除して得た数を乗じて得た金額のいずれか低い金額 |
|         | 就職年度より起算して4年度目から6年度目までの3年間 | 就職年度から当該年度より起算して3年度目までの3年間に係る補助対象期間の最後の月の翌月から補助対象期間のうち4年度目の12月まで | 当該期間中に補助対象者が返還した奨学金の額又は180,000円に当該期間の月数を12で除して得た数を乗じて得た金額のいずれか低い金額 |
|         |                            | 補助対象期間のうち4年度目の1月から5年度目の12月まで                                     | 当該期間中に補助対象者が返還した奨学金の額又は180,000円のいずれか低い金額                           |
|         |                            | 補助対象期間のうち5年度目の1月から6年度目の12月まで                                     | 当該期間中に補助対象者が返還した奨学金の額又は180,000円のいずれか低い金額                           |
|         |                            | 補助対象期間のうち6年度目の1月から補助対象期間が終了する月まで                                 | 当該期間中に補助対象者が返還した奨学金の額又は180,000円に当該期間の月数を12で除して得た数を乗じて得た金額のいずれか低い金額 |

附 則（令和8年4月1日決裁）  
この要綱は、令和8年4月1日から施行する。